

平成 25 年 6 月 26 日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”は「戦前の我が国には性奴隷制があった」という前提で作成されており、これを基にして政府に出された意見書（文中では「当該意見書」と記します）も同様のものです。

「性奴隷制」という事実無根の概念は、御皇室を貶める意図をもって使われており、容認することはできません。これらを撤回もしくは無効とする決議を求める請願を不採択とする理由は河野談話しかないようですが、河野談話は強制連行すら認めたものではありません。それにも関わらず「あった可能性は否定できない」「ひとりもやってませんなんて」などと、具体例を一切示さず言い募る論理性は、我が国と御皇室を意図的に貶めようとする反日勢力のそれと同じものであり、近代刑法の大原則である罪刑法定主義の理念に背くものです。したがって速やかな無効とする決議を求めます。

表題の通りの趣旨の請願書もすでに 20 回を超え、議会で費やされた時間は長時間にわたりますが、決して無駄なものではなかったと考えております。

なぜなら、私たちはそれぞれの請願書ごとに違う重要な論点を示し、当該意見書の不当性を訴えてきました。それにも関わらず、当該意見書の撤回に反対される方々は、私たちの論点に向き合うこともされず、討論の内容は慰安婦問題に対する世間一般の認識さえも持つことが出来ていない状況が明確となったからです。

昨年 5 月議会から本年 2 月議会までの 4 回の総務委員会では、それまでに見られたような論理的に辻褃が合わないような発言は見られなくなりました。しかし残念ですが、私どもの請願書を不採択とする理由が「女性の人權」と「政府が河野談話を踏襲している」という主張だけであり、請願書の内容に全く触れないことは、議論の本筋から逃げてしていると指摘すべきものでした。そして、続く 6 月の総務委員会での不採択とする論理性は見過ごすことの出来ないものでした。それを許容する弊害を考慮したとき、徹底した反論が必要であると考えました。

本年 7 月 6 日の本会議で成相議員は次のように訴えられました。

「それでも間違った決定が導き出されるのは民主主義のコストというべきでしょうか」。

フランスの政治思想家トクヴィルは「民主主義体制を長期間続ける弊害」を 5 点指摘しています。（※1）

県議会での慰安婦問題への議論と認識を俯瞰してみますと、トクヴィルの指摘が全てあてはまると考えますが、総務委員会でのこれらの議論は特に「熟考する意思と能力を放棄している」と指摘できるものです。

本請願では本年 6 月議会の総務委員会での議論の中の矛盾と欺瞞ともいえる主張について反論します

令和 5 年 6 月議会の総務委員会での主張

(1)宮沢内閣は旧日本軍が従軍慰安婦の施設の設置に関与したことは否定できないと河野談話で言っているわけです。歴代の内閣は河野談話は否定できない、だとするならば可能性があったということですから、対象となる女性に対しては申し訳なかったわねえと。

韓国に謝罪金を支払っておる。（※2）

(2)日本軍は絶対にやってないやってない、一人もやってませんなんてことを言い続けられますとですね…

(1)に対して反論

令和 3 年 4 月 27 日、政府は閣議で、慰安婦問題に関し「従軍慰安婦」という表現は「誤解を招く恐れがある」として、単に「慰安婦」とするのが適切とする答弁書を決定しました。「従軍慰安婦」という言葉は不適切です。

次に、河野談話の前年、1992 年 1 月 11 日、朝日新聞は朝刊に次のような記事を掲載しました。

「慰安所 軍関与示す資料」「防衛庁図書館に旧日本軍の通達・日誌」「部隊に設置指示」「募集含め統制・監督」

「政府見解揺らぐ」「参謀長名で次官印も」といった見出しの記事の中には、次の文章も入っていました。

「元軍人や軍医などの証言によると、開設当初から約8割が朝鮮人女性だったといわれる。太平洋戦争に入ると、主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行した。その人数は8万とも20万ともいわれる」

この記事の前年91年12月6日に加藤紘一官房長官の、軍の関与の全面否定とも取れる発言ミスがあったことや、5日後の1月16日には宮沢首相の訪韓を控えていた時期に出されたことから、秦郁彦氏は「朝日新聞の奇襲」と小見出しを付け、朝日新聞の手法に「やるもんだなあ」と記しています。(慰安婦と戦場の性 p11,p26)

この資料を精読された西岡力氏は次の通り記しています。

「軍は慰安婦の募集に関与はしているけれど、民間の業者が、軍隊の名前を騙って悪いことをするのをやめさせる、といった関与である。強制連行の証明にならないどころか、善意の関与なのだ。」

また、防衛図書館の「陸支密大日記」は三十年前から公開されていて、慰安婦関係の書類が含まれていることも軍が関与していたことも、研究者の間では周知の事実でした。ところが朝日新聞は記事中で「明らかになった」と誤認させる意図をもった言葉を使い、朝鮮半島での強制連行説という嘘を堂々と記しています。

秦郁彦氏が「ビッグバン」と名付けたこれらの一連の記事が、宮沢首相訪韓時の8回ものお詫びの言葉となり、そのお詫びが、結果的に河野談話の作成に至らしめたことを考えれば、秦氏のこの名付けは実に妙なるものです。

作家の門田隆将氏も本年1月号の日本の息吹に、朝日新聞のこの記事について「真っ赤な嘘」と断じています。

河野談話発表当時、河野官房長官は強制性を認める意向であったと思われる。しかし実際の談話の案文作成者の官僚は、根拠もないことを簡単に認めるわけにはいかないと、案文はギリギリの表現に留めたのでした。その根拠は自民党の「歴史教科書議連」が平成9年3月に開催した勉強会での、東良信内閣審議室審議官の証言です。東氏は河野談話の中で「慰安婦の募集」について書いてある部分につき、慰安婦への「甘言」「強圧」に関し、「官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった」としている部分に対し、それはインドネシアであった一部隊の戦争犯罪行為(スマラン事件)について述べたもので、それ以外に日本軍が組織的にそのようなことをした事実はないし、朝鮮半島でそのようなことをした事実もない、と証言しているのです。

それではなぜ、そのような個別の事件を河野談話に入れたのかという疑問が残りますが、それは「河野談話を巡る日韓間のやりとりの経緯」を読めば、そうせざるを得なかった理由が理解できます。

これらの経緯をみれば(1)のご発言は、当該意見書を取り消さない理由とはなりません。

慰安所の運営については、(ウィキペディアで「慰安婦」を検索、抜粋)を参考にしてください。(※3)

そしてこの委員は「あった可能性がある」と述べられますが「何が」とは決して口に出されません。過去の総務委員会の中で何度も同じ主旨の発言をしておられますが、決して「何が」とは言われません。文脈からすれば「強制連行」しかありませんが、「強制連行があった可能性がある」と口にすれば明確に政府の見解と異なる私見がフレーズとして議事録に残るため、口に出来ないのであると考えます。

また、この委員は過去に「強制連行」を幾度も発言しておられるものの、それは「強制連行させようが、自分で手を挙げようが」という全く別次元の論理にすり替えるためのものと指摘できます。

この論理を絶対に使ってはならない理由のひとつを記します。(過去に記した他の理由※4)

慰安婦問題が国連の場に持ち込まれたのは1992年2月です。

「折から旧ユーゴスラビア内戦にさいし、「民族浄化」を名目とする計画的な集団レイプが発生した問題が国際的注目を集め、戦犯法廷の開催を求める声が高まっていた。慰安婦問題はこの集団レイプと抱き合わせの形で、国連人権委員会に集まる多くのNGOに取り上げられ「国連におけるこの問題の審議は、異例とも言われる速さで進行」(戸塚悦郎)したのである。」(慰安婦と戦場の性、P259,秦郁彦)

仮に我が国の代表者が国連で、慰安婦問題の弁明として「強制連行させようが、自分で手を挙げようが」など

の論理を持ち出せば、世界中から非難を浴び、被害国の方々の悲しみに追い打ちをかけることとなります。

県議会は国連とは違いますが、あまりにも雑駁かつ不適切な言い回しです。紛れもなく女性の人権の軽視です。

(2)に対して反論

平成 25 年 6 月 26 日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”は「性奴隷制」があったことを認める前提で国に対応を求めるものです。

これを取り消さない理由として「一人もやってませんなんてことを言い続けられると」などという論理は議論を極端に矮小化もしくは別次元の論理にすり替える意図を持った発言です。

論点は、「性奴隷や強制連行をも含む性奴隷制」を認めてはならないということであり、河野談話に引用されているような、一部の日本兵が軍紀を逸脱した行為が、あたかも日本軍全体の組織的な犯罪行為にすり替えられる論理を許容してはならないということです。

(1) と (2)について

政府は強制連行説も性奴隷説も明確に否定しています。

それにも関わらず「可能性があった」「一人もやってませんなんて」などという主張をされるのなら、「性奴隷説や強制連行説」を裏付ける事例を一つでも示してみてください。このような主張にはその責任が求められて然るべきものがあります。事例を示すことが出来ないのであれば、その根底には紛れもなく反日の意識があるのです。また、公人が公の場で、根拠もなくこのような主張をされることは、近代刑法の原則である罪刑法定主義を否定することに繋がります。繰り返しますが「河野談話」が「あった可能性がある」ことの根拠となり得ないことは「河野談話を巡る日韓間のやりとりの経緯」によって明らかとなっています。

また、当該意見書は河野談話ですら触れていない「性奴隷制説」を追認しようとする意図があります。紛れもない反国家主義であり、御皇室への剥き出しの敵意が感じられるものです。

平成 25 年 6 月 26 日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書は次に記載しました①と②の要因となったことは、文面から明らかです。

また、③のような受け入れることの出来ない歴史認識が基となり平成 25 年 6 月 26 日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”が出されたことは明確です。

このような間違った認識を固定化させないためにも、当該意見書の無効化は必要です。

①財団法人人間自然科学研究所のウェブサイトより抜粋

2013 年 8 月 6 日、元慰安婦の李容洙氏の、島根県議会議長に提出された感謝の手紙が記されています。

島根県議長様へ

はじめまして 私は日本軍慰安婦被害者リ・ヨンスと申します。

この度、島根県で“新日本婦人会島根県本部”が提出した請願書に“慰安婦問題は日本の責任であり、安倍総理内閣に強制動員を認定した河野談話に立脚して問題に対応してほしいという意見書を採択して頂き、真にありがとうございました。(以下省略)

②カリフォルニアの日本の子どもを守る母の会から島根県議会に寄せられた手紙の一部を抜粋

私たちがお伝えしたいのは、在米日本人にとって最も迷惑であったのが、慰安婦像設置推進派であるグレンデル市のキンテロ議員に「日本の多くの地方議会も慰安婦決議案を採択している」と、慰安婦像設置を合理化する理由のひとつとして、島根県をも含めた日本の地方自治体の意見書を持ち出されたことです。

◎令和元年 6 月定例会本会議で、日本共産党の議員は私共の請願書を不採択とされる議員を代表され、次のように述べられました。

「日本軍慰安婦問題は、日本が起こした侵略戦争のさなかに植民地にしていた台湾、朝鮮、中国などで、女性たちを強制的に集め、性行為を強要した非人道的行為であり、1991年から本格的に行われた日本政府による調査を始め司法の場での繰り返しの事実認定においても、既に明らかになっていることであります。よって、意見書の内容は極めて当然の良識ある要求であると考えます。」

この発言について私たちは「司法の場での繰り返しの事実認定」の事例を示して下さい、と問い掛けましたが回答を頂いておりません。我が国の司法は罪刑法定主義を原則としているため、これについての事実認定は認められていないと理解しております。

以上の理由によりまして、平成 25 年 6 月 26 日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」とこれを基にして政府に出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。

(※1)、民主主義体制を長期間続けると (A) 国民が熟考する能力を失う、(B) 無気力無関心になる、(C) 自分のことしか関心を持たない利己的な拝金主義者となる、(D) 人間としての真の自由を失った飼いやられた家畜のような存在となる、(E) 文明自体の質が劣化して国民が真剣な価値判断能力を喪失してしまう

(※2)

韓国に謝罪金を払ったということは、そういう事実があったと政府が認めたからというものです。

これについては、そういう事実（強制連行）があったからお金を払ったものではありません。政府検証報告書をお読みください。女性のためのアジア平和国民基金を立ち上げた動機に、強制性や性奴隷などの理由がなかったことは明らかですし、そこには、過去の過ちを繰り返さないために、女性に対する暴力など今日的な女性の名誉と尊厳に関わる問題の啓発、予防、対応、解決に向けた活動の支援を行うこと、政府がこの基金に対する資金拠出を含め可能な限りの協力を行うことを表明したとあります。

また、売春という行為は、当時は合法的ではあったものの、今日的な価値観で見れば違法であり、女性の人権に反するものであり、我が国政府は、慰安婦という薄幸な境遇を過ごされた女性に対してヒューマニズムの観点から拠出したものです。委員の解釈は、我が国の誠意を踏みにじるものです。

(※3) 日本政府の調査によれば慰安所の設置の理由は以下の通り。

1. 強姦の防止 2. 性病の防止 3. 防諜の必要性

- ・憲兵は兵士の暴力や軽蔑から慰安婦を守る役割も果たした。朴裕河『帝国の慰安婦』
- ・まず経営形態（慰安所）だが、米軍報告書が述べているように、「押収された幾つかの慰安所規則一覧によれば、慰安所は民間人によって経営されてはいるものの軍の監督下に置かれ」ていたのが主体で、例外的に軍直営に近いとみなせるものもある。（慰安婦と戦場の性 P118）
- ・業者は、慰安婦との契約内容について軍/軍政（英語版）の認可を受けねばならず（馬來軍政監部の規程）業者と慰安婦の売上高の配分比も軍が決定した。こうして決められた条件は、内地の遊郭に比べ慰安婦側にやや有利だったと、秦郁彦は述べている。（慰安婦と戦場の性 P120）

吉見義明は広義の慰安所を次のような四一五のタイプに分類している。

A 軍の直営

秦郁彦氏は「軍直営の慰安所は過渡的存在で 1938 年中でほぼ姿を消した」としている。

B 軍が監督統制し軍人・軍属専用

C 軍が民間の売春宿などを兵員用に指定する軍利用の慰安所で、民間人も利用。

D 純然たる民間用の売春宿で軍人も利用。

この分類はほぼ妥当だと思うが私（秦郁彦氏）はさらに、

E 料理屋、カフェバー、バーなど売春を兼業した施設を付け加えておきたい。（慰安婦と戦場の性 P80）

（※4）令和3年6月定例会（第9日目） 本文 2021-07-01

委員は、強制連行と自発的な売春行為という全く違う事案を同列に置いて持論を振りかざしています。今日的な女性の人権という視点で捉えれば、間違いのない発言に聞こえます。しかし、自発的な売春行為は、今日では明らかな犯罪行為であり、一方、レイプされた女性は犯罪者ではありません。ただし、いずれの場合も、社会がそれぞれにおいて本質的な問題点を見だし、女性に対しケアをしていかなければならないという課題は残ります。

こういった現実の重さも考えずに主張される委員の論理の根底には、むしろ女性の人権を軽視しているものがあります。委員の論理は、国家賠償の対象となる話と全くそうではない話をあえて混在させ、女性の人権を盾に、事実と事実無根の事案を同列に置いて振りかざしておられるだけです。

また、委員が過去に何度も発言された、そのようなことがあったとするならばというような臆測による発言は、戦没者の方々の名誉を恥辱にまみれさせるものであり、道義に反するものであります。我が国政府が公式に否定している事案であり、明確な被害者も明確な加害者も一切特定されていません。委員の御発言は、何の根拠もない単なる仮定の話です。しかし、レトリックとしては一定の効果を持つものでしょうから、繰り返し使っておられるのだと想定します。

（※4-2）令和4年2月議会請願書（性奴隷でない女性に使ってはいけない言葉だと李容洙氏も主張しています）
また2020年5月27日中央日報日本語版には次のような記事が掲載されています。

【韓国慰安婦被害者の李容洙（イ・ヨンス）さんは25日の記者会見で「私がなぜ性奴隷ですか。その汚い『性奴隷』という言葉なぜ使うのかと聞くと、米国が聞く耳を持つように、米国の人々が怖がるように（言うのだと）。話にならない」と声を高めた。】

令和3年6月定例会（第9日目） 本文 2021-07-01

6月議委員会字起こし

i 委員

この問題は宮沢政権時代に旧日本軍が、従軍慰安婦の施設の設置に関与したということは否定できないと、河野談話で言っている。でそれ以降宮沢内閣以降、歴代の内閣というのは全て河野談話は否定できないと……ですから、私は、だとするならば可能性があったと、ゆうことでありますから、その対象となる女性に対しては、申し訳なかったわねえと。まあ人間の歴史の中でそういうことが繰り返されない方が良いわねえと。いわゆる女性の人権についていったことで。

その後、朝日新聞の吉田何某のいわゆる証言、政府ははっきりと河野談話の根拠にはしていないと、こういっておるわけで、で政府の今でも河野談話に対する河野談話を否定できないというのは、この前韓国に謝罪金を支払ったということは…

基本的にいわゆる強制連行とか性奴隷といった言葉は河野談話は使っていないですから、そういう風な事実が、あの関与したということに、否定はできないと、だから要するに、それは論理が飛躍して飛びまわってだ、外国がそういうものを取り入れて、そういう風にまあ記事を出して、多少オーバーに、まあそりゃあその女性の人権からするとだね外交の面でやっていくと思うんだけど、我々は冷静に島根県議会としてどこまで、研究すべきかということは冷静に受け止めなければいけない。

t 委員

あの時はそういう時代だったということで、じゃあ今はどうなんだという話をしだしますとですね、そうしたらいろんなものが全てそういう形になってしまいますので、あの時はそういった形で島根県議会として責任を持って意見書を出して、国の方もそれをきちんとした形で受け取っていることが事実であると思っています。で、そののちどういったものを、新しく出すとか出さないとかいうことは、それは内藤議員が考えられるかも知れないけれど、議会としてですね、そういったことまでは議論する必要は私としてははないのではないかなと。。あの時については県議会として責任を持って行ったことは間違いないですし、今でもやはり河野談話というもの

は否定をしていないということは事実であることは間違いないのでありますので、私は言われるように政府が考えることであって、これ以上ですね県議会でこの問題を論じる必要は、私はないのではないかと思います。逆にですね、これをずっとやる続けることがですね、女性にとってですねとても本当にあのう辛いですね。苦しいですわ、あのこういうことを言われると。日本軍は絶対やってないやってない、一人もやってませんなんてことを、本当に言い続けられますとですね、あの時代にですね、先ほど内藤議員も言われましたけど、あの時代にそれが言いきれるかということを考えますとですね、私としてはもうこのことについては、個人的には論じたくないです。女性として、これだけは伝えたいです。ですので不採択でお願いいたします